**放課後児童クラブのご利用について**

**■　概要**

　放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後に児童クラブ施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

■　**入所要件**

○　町立小学校に就学している児童または田布施町に住所を有し町外の小学校に就学している児童であること。

○　保護者及び同居の祖父母（利用年度末において70歳以下の人に限る）が、以下のいずれかの事由に該当していること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 基準 |
| 就労 | おおむね週3日以上就労している |
| 妊娠・出産 | 出産前2ヶ月、出産後3ヶ月である |
| 疾病・障がい | 次のいずれかに該当すること・疾病・負傷している・精神や身体に障がいを有している |
| 親族の介護・看護 | 親族を常時看護または介護している |
| 就学 | 学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている |

※求職活動、育児休暇を理由とする児童クラブの利用はできません。

**■　名称及び実施場所**

実施場所は、小学校敷地内の児童クラブ施設です。次のとおり学年ごとに分かれています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 小学校区 | 児童クラブ名称 | 学年 | 連絡先 |
| 城南小学校 | 城南児童クラブ | 1年生～6年生 | 52-1007 |
| 田布施西小学校 | 田布施西児童クラブ1組 | 1年生、2年生 | 52-2227 |
| 田布施西児童クラブ2組 | 3年生～6年生 | 52-7700 |
| 東田布施小学校 | 東田布施児童クラブ1組 | 1年生、2年生 | 52-1003 |
| 東田布施児童クラブ2組 | 3年生～6年生 | 52-1104 |
| 麻郷小学校 | 麻郷児童クラブ1組 | 1年生～3年生 | 52-4848 |
| 麻郷児童クラブ2組 | 4年生～6年生 | 53-2370 |

**■　開所日および開所時間**

児童クラブの開所時間は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 開所時間 |
| 学校授業日 | 授業終了時から午後5時まで　※延長利用者は午後6時まで。 |
| 学校の長期休み、土曜日 | 午前8時から午後5時まで　　※延長利用者は午後6時まで。ただし土曜日は延長利用不可。 |

※その他、町長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

■**休所日**

　日曜日、祝祭日（振替休日を含む）、夏季（8月13日から16日まで）、年末年始（12月28日から1月4日まで）、災害等の影響により小学校が休校となる場合

**■　土曜日利用及び延長利用について**

保護者および同居の祖父母（利用年度末日において70歳以下の人に限る）の就労等の状況により、町で審査し保育が必要と認められた場合に利用可能です。

**○　土曜日利用**

就労の場合は、土曜日に勤務があることを確認できる就労証明書やシフト表が必要です。

**○　延長利用**

就労証明書の就労時間より、午後5時までのお迎えが困難と判断できる場合に利用可能です。

※就労以外（介護・疾病等）の事由で土曜日利用や延長利用を希望される方は、町民福祉課児童係までご相談ください。

**■　保育料等**

児童クラブの児童1人当たりの利用に係る月額料金は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育料 | 3,000円 |
| 教材費（おやつ代その他） | 2,000円 |

＜保育料の納付方法＞

○　保育料は、入所決定後に役場からお送りする納付書により納付していただきます。

○　口座振替を希望される場合は、金融機関窓口にてお手続きが必要です。

○　すでに保育所等で口座振替をされていた方が、児童クラブ入所後に引き続き口座振替を希望される場合も、改めてお手続きが必要です。

○　きょうだいで利用される場合も、児童ごとにお手続きが必要です。

※生活保護受給世帯や保護者が、病気等により保育料の負担が困難である場合は、利用者負担金の減免を受けられる場合がありますので、申請時にご相談ください。

※月途中の入退所の場合は、保育料は日割計算となります。

※教材費は、利用する児童クラブに直接現金でお支払いいただきます。

**■　保険について**

児童クラブでの保育活動中における児童の事故やけがに対する補償として、スポーツ安全保険に加入しています。保護者の掛金負担はありません。

**■　入所承認の取り消し**

入所後、次に該当する場合は、入所の承認を取り消すことがあります。

○　児童クラブの保育料を2ヶ月以上滞納したとき

○ 保護者が、その監護する児童にかかる保育所の保育料を滞納しているとき

○　特別の理由がなく2ヶ月以上保育を利用しなかったとき

○　特別の理由がなく利用日数が5日に満たない月が引き続いて3ヶ月を超えたとき

○ 所定の保育時間を過ぎても児童を迎えに来ないことが頻繁であるとき

○ 集団生活または管理運営に支障が生じると認められるとき

その他、ご不明な点は町民福祉課児童係までお問い合わせください。

町民福祉課　児童係　TEL 0820-52-5810